

# 守口市立外島認定こども園の民間移管に伴う 公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領

守口市立外島認定こども園を民間移管するにあたり、認定こども園の運営者を次の要領により募集します。

## 1. 民間移管後の運営形態

民間移管後の施設運営形態は、1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもが通園することの出来る「幼保連携型認定こども園」とします。

また、提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について、本市と法人が協定を締結し、実施することができる「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）」第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とします。

## 2. 民間移管を行う認定こども園と民間移管時期

民間移管を行う認定こども園は、外島認定こども園とし、民間移管後、受け皿拡大のため、法人にて、現園舎の速やかな建て替え（詳細は、別紙1「守口市立外島認定こども園の民間移管にかかる諸条件「10. 民間移管後の運営及び建て替えに関すること」」を参照）を実施すること。

### （1）外島認定こども園の概要

施設名	守口市立外島認定こども園
施設形態	幼保連携型認定こども園
所在地	守口市外島町2番48号
土地面積	1,231.71 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造（昭和57年建築）
	面積 延床 789.20 m <sup>2</sup>
園庭面積	325.00 m <sup>2</sup>
開園時間	7時30分～19時30分

定員等	認可定員・利用定員 120 人 (人)								
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	認可定員 利用定員	2・3号	6	12	18	18	18	90	
		1号				6	12	12	
	利用児童数 (R5.4.1)	2・3号	5	12	18	18	22	93	
		1号				6	11	5	
利用児童数 (4.1時点)		H31年度		R2年度		R3年度		R4年度	
		117		112		112		111	

## (2) 民間移管時期

民間移管時期は令和7年4月1日とします。

### 3. 民間移管後の認可定員等の設定

民間移管後の認可定員及び利用定員（以下「認可定員等」という。）は、現在の外島認定こども園が設定する認可定員等を下回らないように設定すること。特に民間移管後、現園舎の建て替えを実施することから、建て替えに際しては、下記事項を踏まえた認可定員等を設定すること。

#### ・新園舎建て替えまでの認可定員等

現外島認定こども園園舎を使用している間は、現在の外島認定こども園が設定する認可定員等を引き継ぐこととし、新園舎建て替えに伴い、仮設園舎を設置・運営する場合も同様とします。

#### ・新園舎建て替え後の認可定員等

本市において保育ニーズの高い1～3歳児（2・3号）を中心に、現在の外島認定こども園の認可定員等を上回る設定とすること。

なお、民間移管時に外島認定こども園に在園している児童が、引き続き当該認定こども園への通園を希望する場合については、その児童を受入れることにより、設定した認可定員等を上回る人数となる場合でも、弾力的運用を行うなどして、必ず受入れを行うこと。

#### 4. 応募資格・条件

- (1) 令和5年4月1日現在、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（ただし、同法第35条第4項または第56条の8第3項に規定する保育所に限る。）または学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「認定こども園等」という。）を経営する社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人または私立学校法第3条の規定により設立された学校法人であること。
- (2) 別紙1「守口市立外島認定こども園の民間移管にかかる諸条件」に示す条件を遵守できること。
- (3) 新たな認定こども園を運営するための必要な経営基盤を有していること。
- (4) 現に、法人が運営している施設において、所管庁等による過去5年間の監査・実地指導などで、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。
- (5) 本市の就学前教育・保育行政を十分に理解し、積極的に協力できること。
- (6) 認定こども園法第17条第2項各号に該当していないこと。
- (7) 民間移管前の保育水準を維持できること。
- (8) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが経営をすること。
- (9) 理事長は、就学前教育・保育に熱意と識見を有すると認められる者であること。
- (10) 施設長（園長）は、健全な心身を持ち、就学前教育・保育に熱意のある者であり、就学前教育若しくは児童福祉の知識と経験を有する者であること。
- (11) 施設の運営に当たっては、保護者をはじめ地域に開かれた園を目指し、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (12) 移管法人決定後、本市と法人との間で締結する協定、財産等（土地・建物・備品）の貸付及び譲渡契約等を誠実に履行すること。
- (13) 法人の代表者及び役員が守口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員、暴力団密接関係者に該当する者ではないこと。

#### 5. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格として法人選考の対象から除外します。

- (1) 移管法人の選考を行う「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募法人と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (4) 選考終了までの間に、他の応募法人に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (6) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (7) この募集要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (8) その他不正行為があった場合

## 6. 財産の譲渡等

- (1) 土地
  - ① 現外島認定こども園の土地の使用については、本市と現運営用地に係る貸付契約（有償または無償）を締結することとします。
  - ② 土地使用に係る費用負担は応募法人からの提案を受けた金額とします。なお、無償による貸付提案も可とします。
  - ③ 園舎の建て替えに係る条件等については、別紙1「守口市立外島認定こども園の民間移管にかかる諸条件」を参照すること。
- (2) 建物
  - ① 現状の建物のまま移管を行います（建築設備等の部分的補修については、民間移管前に本市が行う予定）。
  - ② 建物（園庭の遊具、塀などを含む）については、無償譲渡とします。
  - ※ 建物の譲渡に係る契約等については、本市議会の議決が条件となります。
- (3) 備品
  - ① 現外島認定こども園で使用している備品で本市が掲示するものについては無償譲渡とします。

## 7. 移管法人の選考

- (1) 移管法人の選考方法

移管法人の選考は、選考委員会の審査に基づき行います。審査は、書類選考及びヒアリング等により別途定める「選考基準」により厳正審査します。なお、移管法人の決定は、選考委員会による選考を踏まえ、守口市長が決定します。

また、移管を希望する法人が複数あった場合は、選考委員会が「選考基準」により、審査し、順位付けを行い、第1順位の応募法人を移管法人候補者とします。
- (2) 移管法人の選考基準  
別紙2「守口市立外島認定こども園運営者選考基準」に記載のとおりです。

## 8. 公私連携法人の指定

- (1) 公私連携法人候補者の決定  
移管法人の決定後、本市と仮協定を締結し、公私連携法人候補者として決定します。

#### (2) 公私連携法人の決定

公私連携法人候補者は、土地、建物等についての本市議会の議決後、本市と認定こども園法第34条第2項に基づく協定を締結し、必要な手続きのうえ、公私連携法人として指定されます。なお、公私連携法人としての指定申請及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出などの必要な手続きについては、法人の負担で行うこととします。

#### (3) 公私連携法人として指定されない場合

本市議会の議決が得られなかった場合等により指定ができなかったときは、法人が応募等に要した費用等について、本市は一切の補償の義務を負わないものとします。

### 9. 引継ぎ保育

円滑に民間移管を進めるにあたり、民間移管前に法人に保育や事務等の引継ぎ（以下「引継ぎ保育」という。）を行います。

引継ぎ保育の期間は、原則として1年間（令和6年度中）とします。

なお、民間移管後に当該認定こども園に勤務予定の職員のうち、園長予定者などの施設管理者等については、令和6年4月から民間移管予定の外島認定こども園で引継ぎ保育を開始することとし、その他の職員（保育教諭、看護師、給食調理員等）についても順次引継ぎ保育を実施することとします。なお、引継ぎ保育の一環として、民間移管後に当該認定こども園に勤務予定の保育教諭については、引継ぎ保育の期間中に、外島認定こども園の職員と共同で保育を行う予定とされています。

### 10. 三者協議会

民間移管に際しては、移管法人決定後、速やかに法人と本市、保護者で構成される三者協議会を設置し、今後の施設運営方法等について協議することとします。また、三者協議会は、民間移管前は本市が主催することとし、開催時期等については、いずれか一者から要請があった場合に隨時、三者協議会を開催することとします。なお、民間移管後においては、法人が主体となって、三者協議会を継続することとします。三者協議会の設置期間は、民間移管前に在園している児童が卒園するまでの概ね5年間を想定しています。

### 11. 民間移管に伴う助成制度

#### (1) 引継ぎ保育に係る費用補助

引継ぎ保育の実施にかかる経費については、予算の範囲内で交付する予定としています。

#### (2) 施設整備等に係る費用補助

国の補助制度を活用し、予算の範囲内で交付する予定としています。

## 12. 公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定について

本市と公私連携法人候補者は、認定こども園法第 34 条第 2 項に基づく「協定」を締結することとします。

### (1) 協定で締結する事項

- ① 当該公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 教育及び保育等に関する基本的事項
- ③ 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項
- ⑦ その他以下の事項
  - ・ 0歳児から 5 歳児までの児童を受け入れること。
  - ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施すること。
  - ・ これまで外島認定こども園が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童を積極的に受け入れること。
  - ・ 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させること。
  - ・ 市立施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ること。
  - ・ 外島認定こども園がこれまで培ってきた地域との交流を継続すること。

### (2) 協定に違反した場合

- ① 本市は当該公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育を行っていないと認めるときは、認定こども園法第 34 条第 10 項の規定により勧告を行います。
- ② 上記勧告を受けたにも関わらず、当該勧告に従わないときは、認定こども園法第 34 条第 11 項の規定により指定を取り消します。
- ③ 上記取消しを受けた法人は、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、認定こども園法第 17 条第 1 項の規定による廃止の認可を申請すること。  
※ 上記廃止の認可の申請を行った法人は、当該申請の日前 1 月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。

## 13. 国の制度変更、本市施策の変更時の取り扱いについて

国の制度変更や、本市施策の変更が生じた場合、本募集要領に記載する条件及び内容について、変更となる場合があります。

その場合は移管法人の決定後であっても、国の制度変更や、本市施策の変更にかかる事業計画の内容を変更していただく場合があります。

## 14. 応募方法

### (1) 募集要領の配付

#### ① 配付期間

令和5年11月27日（月）から令和6年1月4日（木）午後5時まで

※ 守口市こども部こども施設課窓口での配付は、開庁日の午前9時から午後5時まで

#### ② 配付場所

守口市こども部こども施設課及び守口市ホームページ

※ 守口市ホームページに募集要領、参考資料、募集に係る様式等を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

### (2) 外島認定こども園の民間移管に関する施設見学及び説明会

当施設見学等への参加は、募集の資格条件ではありませんが、応募する法人は極力ご参加ください。希望される法人は、令和5年12月7日（木）正午までに外島認定こども園の民間移管に係る施設見学等申込書（別添様式1）を守口市こども部こども施設課までご提出のうえ、当日、外島認定こども園に直接お越しください。なお、駐車場がありませんので、お車でのお越しはご遠慮くださいますようお願いいたします。また、参加者は1法人2名以内とします。

日時：令和5年12月8日（金）午後3時から午後5時まで

場所：守口市立外島認定こども園 2階 遊戯室

※期限までに申込みがない場合は当日の施設見学はお断りいたしますのでご了承ください。

### (3) 質問について

#### ① 電話、来庁など口頭による質問は受け付けません。

#### ② 質問がある場合は、令和5年12月1日（金）午前9時から12月22日（金）午後5時までに、質問票（別添様式2）を電子メールで送付してください。

※ 電子メールアドレス Mori\_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp

#### ③ 質問及び質問に対する回答は、随時守口市ホームページにて公表します。

### (4) 応募書類の提出について

#### ① 受付期間 令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで

※ 開庁日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

#### ② 提出場所 守口市こども部こども施設課

#### ③ 提出方法 受付期間内に必要書類を上記提出場所に持参してください。

※ 郵送や電子メール等による提出はできません。また、受付期間を過ぎ

たものは受けできません。なお、原則、提出後の変更はできません。

- ④ 提出書類 別紙3「守口市立外島認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧」のとおり

※ 提出書類は全てA4サイズとし、1部ずつA4ファイルに綴じてください。

※別紙3のチェック欄にチェックを入れた上で、別紙3を提出書類の1番上に綴じ込んでください。

※ 様式ごとにインデックスを添付してください。

※ 必要な書類が全てそろっていないと受理することができませんので、留意してください。

- ⑤ 提出部数 正本1部、写し8部

(5) ヒアリング実施日（予定）

日時：令和6年1月29日（月）または2月10日（土）

場所：守口市役所内会議室

※詳細は応募受付後、改めてお伝えします。

(6) その他

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 提出された書類は守口市情報公開条例の規定により公開することがあります。
- ③ 審査の過程で、追加資料を提出していただくことがあります。
- ④ 原則として、審査の結果等については、守口市ホームページにて公開します。
- ⑤ 本市からの質問書等については、誠意をもって回答していただきます。

## 15. その他

- (1) 移管法人は現に経営している認定こども園等を廃止しないこと。
- (2) 移管施設において、政治活動またはこれらに付随する活動はしないこと。
- (3) 移管施設において、営利の追求を目的とした行為をしないこと。

## 16. 問い合わせ先

守口市役所 こども部 こども施設課

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

TEL 06-6992-1661

メールアドレス Mori\_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp